

平成26年1月後期定例会 議事録

(1/2)

- ・開催日時 平成26年1月28日(火曜日) 14時00分～14時44分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 大西委員長 松尾委員 中川原委員
(事務局) 伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成26年1月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県警察官採用試験(巡査)の実施については、これまで人事委員会が任命権者である佐賀県警察本部長へ【一部委任】する形で、関連事務等を分担して行ってきたが、「警察官の採用試験については、警察官の業務の特殊性を考慮し、警察官としての適性をより専門的見地から評価できるよう試験の実施から合格者の最終決定までのすべてを警察本部に委任する方向で任命権者との協議を進めてもらいたい。」という意見が人事委員会委員から出された(平成24年7月前期委員会。同年12月前期委員会でも同様の意見あり。)ことにより、警察本部と人事委員会の双方とも【全部委任】で実施する方向で検討を行ってきたところ、平成26年度採用試験からの実施について協議が整ったため、これに伴い現行規則の語句等を改める必要があるため、佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する。

(なお、関連する昇任試験についても、採用試験の表記と併せて語句を改めることとしたい。)

(施行期日 公布の日)

(改正内容)

人事委員会が警察本部長に権限を委任する事項のうち、下記の2点について、語句等を改めることとした。(第25条関係)

- (1) 佐賀県警察官の昇任に関する競争試験の実施に関すること(第2号関係)
- (2) 佐賀県警察官(巡査の職)の採用に関する競争試験の実施に関すること(第3号関係)

3 佐賀県警察官採用試験に関する協定書の締結について

佐賀県警察官採用試験に関する協定書について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

佐賀県職員の任用に関する規則第25条第3項第3号の規定に基づき、巡査の職への採用に関する競争試験の実施及びこれに関する事務を佐賀県警察本部長に委任するに際して、佐賀県人事委員会委員長と佐賀県警察本部長は、協定書を締結する。

(施行期日 協定締結の日)

4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定により、佐賀県知事から平成26年1月1日付け組織の変更について通知があり、内容を審査した結果、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を変更する必要があると認められるため、管理職員等の範囲を定める規則別表の一部を改正する。(施行期日 公布の日)

(改正内容)

◎新たに指定する職

○知事部局(本庁)

・有田焼創業400年事業推進監

○報告事項

1 任期付職員(被災地支援)の採用選考について

任期付職員(被災地支援)の採用選考の概要について報告した。

○その他

1 行事予定について